

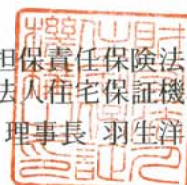


住保機確認第 09-145 号
平成 21 年 8 月 11 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

財団法人北海道建築指導センター
理事長 辻 博司 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
財団法人住宅保証機構
理事長 羽生洋治



平成21年8月7日付けでいただきました「無落雪（M形）屋根設計 施工基準」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準（平成21年版）第3条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。
つきましては保険契約申込み手続等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
無落雪（M形）屋根設計 施工基準
2. 工法または建築材料の概要
無落雪（M形）屋根（屋根面の内側に勾配を持ち屋根の中央付近に設けた横どい及びこれに連結した縦どいにより雨水等処理するM形状の屋根をいう）の屋根一般部、縦どい及び横どいに係る設計施工基準。
3. 適用地域
北海道
4. 適用範囲・部位
木造住宅の屋根
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 7 条（勾配屋根）、第 8 条（陸屋根）
※ ただし、「無落雪（M形）屋根設計 施工基準」に定めのない部分は上記条項に適合させるものとする。
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該防水工法を用いることを明記いただくよう設計者等へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引き受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更または取消しを行う場合があります。